

令和7、8、9年度におけるP-1型航空機の臨時修理の契約希望者募集要  
項（公募）

令和7、8、9年度におけるP-1型航空機の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）  
分任支出負担行為担当官  
鹿屋航空基地隊経理隊長

記

1 調達品目

令和7、8、9年度におけるP-1型航空機の臨時修理

2 役務調達予定時期

令和7年4月～令和10年3月

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- (5) 令和04・05・06年度又は令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る九州、沖縄地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後速やかに提出できる者
- (6) P-1型航空機の臨時修理に必要な設備、器材等を有すること。
- (7) 臨時修理に関し、必要な次の体制・能力を有すること。
  - ア 臨時修理に際して、関連する会社等との連携体制がとれていること。
  - イ 臨時修理に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
  - ウ 臨時修理に必要な技術資料等を有すること。
  - エ 防衛省規格等の品質管理能力を有すること。
  - オ 事業認可（航空機製造事業法第2条の2）及び航空機修理方法認可（航空機製造事業法第9条の1）の認可を受けていること。
- (8) 本事業の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号及び第7号の項目のうち必要な条件を満たすことを証明できること。
- (9) 知的財産権の行使及び第三者の権利侵害防止に対する措置が講じられていること。

#### 4 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない場合は、その旨の書面を提出することで、資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

#### 5 技術資料の提出

次に示す項目について提出する。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 第3項第6号及び第7号に規定するア～オの条件を満たすことを証明する書類
  - ア 設備を証明する書類
  - イ 体制、能力を証明する書類
- (2) 第三者に役務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び委託する内容によって、第3項第7号の規定を証明する書類

#### 6 提出先及び提出期間等

- (1) 提出先  
海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班  
〒893-8510  
鹿児島県鹿屋市西原3-11-2  
0994-43-3111（内線2446）（担当 眞木）
- (2) 提出期間  
令和7年1月17日～令和7年3月31日
- (3) 提出方法  
直接持参又は郵送  
なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。
- (4) 提出書類及び部数  
参加表明書、技術資料等共各2部  
会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部
- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、当該募集に係る調達に間に合わない可能性がある。

#### 7 技術資料等の審査

- (1) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求

められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 技術資料等の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

## 8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められる者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

また、複数年度の調達に係る調達の結果、合格通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

## 9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班

イ 時間：土、日及び祝祭日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 10 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は、無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 本募集要項において公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

付紙様式

(記入例)

令和 年 月 日

鹿屋航空基地隊経理隊長 殿

会社名  
代表者名

参加表明書（鹿空基公示第06－9号）

標記について、下記のとおり応募します。

記

令和7、8、9年度におけるP－1型航空機の臨時修理

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）  
2 決算報告書（写し）  
3 技術資料一式